

はじめに

平成21年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が施行され、同時に札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」がスタートして初年度が終わりました。子どもをアシストすることですからあくまで子どもが主体なのですが、さて、それでは子どもの何を援助するのでしょうか。

「子どもの権利」を認めることは子どものわがままを許すことのように危惧する向きもあるのですが、ここでの私たちの役割は、子どもそれぞれが自らの道を力強く歩いていくための援助をめざすことです。それは時に、周囲の大人たちの責務を問い、子どもには勇気を出して困難に向き合うという課題を提示することにもなります。

＊ ＊ ＊

全く新たな形となった「子どもアシストセンター」なのですが、名称を引き継いだ旧組織の沿革を見ると実は意外に長い歴史をもっています。約50年に及ぶ活動変遷の原動力に注目すると、その時代の子どもの問題、すなわち大人が「問題」とみなす子どもの状況が背景にあることがわかります。もちろん子どもたちの成長を見守ることが主眼ではあるものの、一方では、非行やその他大人の社会の秩序を乱す問題の発生をできるだけ防ぐという意味も込められていたものと思われます。こうした変遷は、その時々の子どもの観や、大人がどのように向き合ったのかを如実に表わしているものといえるでしょう。

＊ ＊ ＊

このたび「子どもアシストセンター」は札幌市の条例に基づく活動が求められることになり、新しく生まれ変わりました。その意味は大きく、その時代の社会の要請（都合）に合わせて活動内容が変化するのではなく、それぞれの環境のもと、子ども自身が揺るぎない発達・成長の主体として最も大切にされるとする条例がその基盤となります。

子どもの声を聴き、子どもを育てる保護者の苦悩に寄り添うだけではなく、実際に問題の解決に向けて第三者的立場から調査や調整、救済等の具体的・個別的活動ができるようになったことがとりわけ大きな特徴です。現時点での「子どもアシストセンター」の活動は、相談、調査調整、救済の担当者がそれぞれ連携し合いながら、一つひとつのケースに向き合っています。しかし今後は、日々寄せられる子どもや保護者、そして周囲の人々の心の声をていねいに紡ぎ出す中で、子どもの成長にとって何がふさわしく、何がふさわしくないかなど、もっと広い問題にさまざまな発信をしていくことも求められるようになるものと思われます。

明快な答えの出ない問題に直面してスタッフ一同悩みながらの日々なのですが、手探りしながらまずは歩み出しました。皆様のご支援に感謝しつつ、ここに一年目の活動をご報告致します。

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター
代表子どもの権利救済委員 市川 啓子